明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ロ　当該災害等特別中小企業者の災害等が発生した日の前日における再生手続等申立事業者に対して有する債権（前項第三号イ（1）に規定する債権をいう。）の額を証する書類（同号イ（1）の事由に該当する場合に限る。）

ハ　当該災害等特別中小企業者の前項第三号イ（2）に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額を証する書類（同号イ（2）の事由に該当する場合に限る。）

ニ　当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第三号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第三号に係るものに限る。）の参考となる書類

四　前項第四号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ　当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ　当該災害等特別中小企業者の前項第四号イ（1）に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における指定事業者に関する取引の数量又は金額を証する書類（同号イ（1）の事由に該当する場合に限る。）

ハ　当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書（前項第四号イ（2）の事由に該当する場合に限る。）

ニ　当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ロに規定する期間における売上高等を証する書類

ホ　当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ハに規定する期間における売上高等を証する書類

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第四号に係るものに限る。）の参考となる書類

五　前項第五号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ　当該災害等特別中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ　当該災害等特別中小企業者の登記事項証明書

ハ　当該災害等特別中小企業者の定款の写し

ニ　当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号イ（2）に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ　当該災害等特別中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第五号に係るものに限る。）の参考となる書類

ロ　当該災害等特例中小企業者の災害等が発生した日の前日における再生手続等申立事業者に対して有する債権（前項第三号イ（1）に規定する債権をいう。）の額を証する書類（同号イ（1）の事由に該当する場合に限る。）

ハ　当該災害等特例中小企業者の前項第三号イ（2）に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額を証する書類（同号イ（2）の事由に該当する場合に限る。）

ニ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第三号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第三号に係るものに限る。）の参考となる書類

四　前項第四号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ　当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ　当該災害等特例中小企業者の前項第四号イ（1）に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における指定事業者に関する取引の数量又は金額を証する書類（同号イ（1）の事由に該当する場合に限る。）

ハ　当該災害等特例中小企業者の登記事項証明書（前項第四号イ（2）の事由に該当する場合に限る。）

ニ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ロに規定する期間における売上高等を証する書類

ホ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ハに規定する期間における売上高等を証する書類

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第四号に係るものに限る。）の参考となる書類

五　前項第五号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ　当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類

ロ　当該災害等特例中小企業者の登記事項証明書

ハ　当該災害等特例中小企業者の定款

ニ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号イ（2）に規定する期間における売上高等を証する書類

ホ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号ロに規定する期間における売上金額を証する書類

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第五号に係るものに限る。）の参考となる書類